

令和5年 鱒ヶ沢町農業委員会 第3回定例総会会議録

令和5年3月10日（金）午後2時00分開議
鱒ヶ沢町役場 2階委員会室

1. 開会
2. 会期の決定
3. 会議録署名者の指名及び書記の任命
4. 諸般の報告
5. 議案の上程
6. 議案の審議（許可・承認）
7. 閉会
8. その他

◎出席委員 11名

1番	木村 賢一	10番	木村 暢子
3番	大谷 大樹	11番	工藤 修二
4番	木村 優仁	12番	工藤 文信
5番	今 仁司	13番	對馬 孝
6番	神 秀穂		
7番	神 文人		
9番	佐藤 松子		

◎欠席委員 2番 長谷川 貴輝 8番 三上 三樹
14番 工藤 清

事務局	1. 開会 ただ今より令和5年第3回定例総会を開会致します。 会議は、鯨ヶ沢町農業委員会会議規則第5条の規定により、会長が議長となる ところですが、本日は会長が都合により欠席のため、鯨ヶ沢町農業規則第17条 の規定により、会長職務代理者が議長となりますのでよろしくお願いします。
会長職務代理 者	(挨拶)
議長	ただ今の出席委員は14名中11名でございます。よって本日の定例総会は定 足数に達しておりますので会議は成立致しました。 (午後2時00分)
議長	2. 会期の決定 審議に入ります。まず会期の決定を議題と致します。本日の会期は、午後2時 から午後4時までとします。この議題にご異議ございませんか。
議長	異議なしということでありますので、本日の会期は午後2時から午後4時まで と決定致します。
議長	3. 会議録署名者の指名及び書記の任命 会議録署名者の指名及び書記の任命については本総会会議規則第14条第2

項の規定により議長が指名致します。会議録署名者を3番の大谷大樹委員、10番の木村暢子委員にお願いします。書記については事務局職員にお願いします。

議長

4. 諸般の報告
諸般の報告を事務局お願いします。

事務局

報告第1号
令和5年2月17日
農地移動適正化あっせん委員会
場 所：鱒ヶ沢町役場庁議室
出席者：木村暢子委員、川田春實推進委員、
事務局（齊藤（正）、齋藤（和））

議長

5. 議案の上程
議案の上程を致します。
議案第11号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第12号 農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について
議案第13号 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改定及び公表について
議案第14号 「令和5年度適正化活動の目標の設定等」の設定及び公表について
以上4議案を上程致します。

議長

6. 議案の審議
議案の審議に入ります。
議案第11号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について事務局に説明を求めます。

事務局

それでは議案第11号の説明に入ります。3ページをお開き下さい。
番号10番の詳細について説明します。

番号10番
農地の所在 建石町字大平82番
地 目 登記が畑、現況が樹園地
面 積 4,871 m²
譲渡人と譲受人は記載のとおりです。
農地移動適正化あっせんによる所有権移転です。

このことについて、資料4頁をごらんください。

法第3条第2項の第1号から第7号までのうち、第2項第7号をご覧ください。

番号10番については、りんごを栽培していた土地について同様の管理を行う計画となっております。

土地については、冬期間のため現地の方は確認しておりませんが、図面等により利用状況等調査いたしました。その結果、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

よって、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上です。

川田春實
推進委員

それでは、農用地売買あっせん結果についてご報告いたします。

議案第11号10番をご覧ください。

譲渡人の住所、氏名については記載のとおりです。

譲受人の住所、氏名についても記載のとおりです。

譲渡人所有の建石町字大平82番、地目は登記簿が畑、現況が樹園地、面積が4,871㎡の移動に関して、令和5年2月17日午後1時半から、あっせん委員会を開催いたしました。

会長から指名されましたあっせん委員は私と農業委員の木村暢子委員の2名です。

本件に関して、よく事情を聞き取りし、検討した結果、双方の申し出が適正であると認められたので、売買価格を50万とすることに異議ないものとして決定し、あっせんが成立いたしました。

なお、10アール当たりでは、約10万3千円となります。

以上報告を終わります。

議長

それでは議案第11号について審議に入ります。

議案第11号につきまして、ご異議、ご質問等を許します。

なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いいたします。

議場

〔「異議なし」という声あり〕

議長

異議なしとのことですので、採決致します。

議案第11号について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

議場

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第11号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、原案どおり承認することに決定しました。

続きまして議案第12号、農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について事務局に説明を求めます。

それでは、5頁の、農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について説明いたします。

事務局

1. 所有権移転			
	件数		0件
地目別面積			
	田		0 m ²
	畑		0 m ²
	樹園地		0 m ²
	計		0 m ²
2. 利用権設定			
	再設定	9件	93,567 m ²
	新規	5件	29,222 m ²
	計	14件	122,789 m ²
契約内訳			
	3年未満の契約	3筆	13,069 m ²
	3年から5年契約	38筆	83,324 m ²
	6年から9年契約	0筆	0 m ²
	10年以上の契約	7筆	26,396 m ²
	計	35筆	122,789 m ²
貸手・借手内訳			
	貸手農家	14名	
	借手農家	11名	
地目別面積			
	田	113,543 m ²	
	畑	9,246 m ²	
	樹園地	0 m ²	
	計	122,789 m ²	
3. 総地目別面積			
	田	113,543 m ²	
	畑	9,246 m ²	
	樹園地	0 m ²	
	計	122,789 m ²	
4. 農地中間管理機構			
	出し手農家	0名	
	受け手農家	0名	
地目別面積			
	田	0 m ²	
	畑	0 m ²	
	樹園地	0 m ²	
	計	0 m ²	

つづきまして、詳細についてご説明致します。

番号31

農地の所在 鱒ヶ沢町大字赤石町字山岸109番地

事務局

地目 登記簿 田
現況 田

面積 3,633㎡

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 10年

賃借料 全部で30,000円で契約しております。

番号32

農地の所在 鱈ヶ沢町大字赤石町字世永223番地

地目 登記簿 田

現況 田

面積 6,372㎡

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 10年

賃借料 10a当り1俵(玄米)で契約しております。

番号33

農地の所在 鱈ヶ沢町大字小森町字野田235番地1

地目 登記簿 田

現況 田

面積 1,446㎡

外田5筆 畑1筆 合計7筆

合計面積 8,931㎡

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 5年

賃借料 10a当り1俵(玄米)で契約しております。

番号34

農地の所在 鱈ヶ沢町大字鬼袋町字大柳156番地1

地目 登記簿 田

現況 田

面積 2,808㎡

外田6筆 合計7筆

合計面積 11,434㎡

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 5年

賃借料 10a当り1俵(玄米)で法定相続人と契約しております。

番号35

農地の所在 鱈ヶ沢町大字小森町字野田90番地2

地目 登記簿 田

現況 田

事務局

面積 7, 325㎡

外 田5筆 合計6筆

合計面積 12, 991㎡

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期 間 5年

賃借料 10a 当り 1 俵（玄米）で法定相続人と契約しております。

番号36

農地の所在 鱒ヶ沢町大字小森町字野田90番地2

地 目 登記簿 田

現 況 田

面積 149㎡

外 田5筆 合計6筆

合計面積 7, 492㎡

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期 間 5年

賃借料 全部で6俵（玄米）で契約しております。

番号37

農地の所在 鱒ヶ沢町大字赤石町字大和田29番地146

地 目 登記簿 畑

現 況 畑

面積 1, 965㎡

外 畑1筆 合計2筆

合計面積 3, 417㎡

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 畑

期 間 5年

賃借料 全部で15, 000円で法定相続人と契約しております。

番号38

農地の所在 鱒ヶ沢町大字長平町字甲音羽山112番地1

地 目 登記簿 田

現 況 田

面積 974㎡

外 田2筆 合計3筆

合計面積 10, 286㎡

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期 間 5年

賃借料 10a 当り 1 俵で契約しております。

番号39

農地の所在 鱒ヶ沢町大字中村町字下山ノ井9番地15

事務局

地目 登記簿 田

現況 田

面積 1, 549^m²

外田1筆 合計2筆

合計面積 4, 536^m²

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 5年

賃借料 10a 当り 1 俵（玄米）で法定相続人と契約しております。

番号40

農地の所在 鱒ヶ沢町大字中村町字下清水崎52番地1

地目 登記簿 田

現況 田

面積 4, 931^m²

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 5年

賃借料 10a 当り 1 俵（玄米）で法定相続人と契約しております。

番号41

農地の所在 鱒ヶ沢町大字浜横沢町字深沢10番地1

地目 登記簿 田

現況 田

面積 298^m²

外田2筆 合計3筆

合計面積 6, 218^m²

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 10年

賃借料 10a 当り 1 俵（玄米）で契約しております。

番号42

農地の所在 鱒ヶ沢町大字湯舟町字七尾167番地25

地目 登記簿 畑

現況 畑

面積 3, 304^m²

外田2筆 合計3筆

合計面積 13, 069^m²

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 畑

期間 1年

賃借料 全部で15, 000円で契約しております。

番号43

農地の所在 鱒ヶ沢町大字湯舟町字安田101番地

事務局

地目 登記簿 田
現況 田
面積 8,482㎡
外田1筆 合計2筆
合計面積 10,173㎡
再設定
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。
利用目的 田
期間 10年
賃借料 全部で10俵（玄米）で契約しております。

番号44
農地の所在 鱒ヶ沢町大字湯舟町字若山520番地1
地目 登記簿 田
現況 田
面積 8,675㎡
外田1筆 合計2筆
合計面積 15,334㎡
再設定
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。
利用目的 田
期間 5年
賃借料 10a当り2俵（玄米）で契約しております。

番号45
農地の所在 鱒ヶ沢町大字湯舟町字若山506番地1
地目 登記簿 田
現況 田
面積 3,138㎡
外田1筆 合計2筆
合計面積 3,972㎡
再設定
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。
利用目的 田
期間 5年
使用貸借

以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長

それでは議案第12号について審議に入ります。
議案第12号につきまして、ご異議、ご質問等を許します。
なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いします。

議場

〔「異議なし」という声あり〕

議場

異議なしとのことですので、採決致します。議案第12号について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

議場	(全員挙手)
議長	<p>全員賛成ですので議案第12号農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について、原案どおり承認することに決定しました。</p> <p>続きまして議案第13号、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改定及び公表について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは議案第13号の説明に入ります。13ページをお開き下さい。</p> <p>農業委員会に関する法律第7条の規定に基づき、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を改訂し、公表をすることについて承認を求めるものであります。</p> <p>これは記載されている通り、農業委員会等に関する法律第7条により定められているもので、町のHP等で公表する必要があるものです。</p> <p>14Pからの資料にあります通り、この指針は平成28年11月に作成されたものであり、今年の農業委員、推進委員の改選時に改正したのですが、令和5年4月1日に農地法の改正が施行されることに伴い、指針の記載内容が一部修正する必要があることから上程しております。</p> <p>指針を作成、変更するにあたり、農地利用最適化推進委員の意見を聞かなければならないこととなっておりますが、改正案について、特に意見はありませんでした。</p> <p>指針の内容につきましては、基本的な数値は変更ありませんが、中間目標が設定されております。また、これまで「人・農地プラン」というものを各市町村で作成しておりましたが、しれに代わり令和5年度から「地域計画」というものを作成することとなっております。</p> <p>それに伴い、字句の変更と、地域計画における農業委員会の役割等について、記載が追加されております。</p> <p>この指針につきましては、令和5年4月1日の法改正に伴うものであることから、改正日を令和5年4月1日とするものであります。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは議案第13号について審議に入ります。</p> <p>議案第13号につきまして、ご異議、ご質問等を許します。</p> <p>なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いします。</p>
議場	〔「異議なし」という声あり〕
議長	異議なしとのことですので、採決致します。議案第13号について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
議場	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので議案第13号、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改定及び公表について、原案のとおり承認することに決定しました。
議長	続きまして議案第14号、「令和5年度最適化活動の目標の設定等」の公表について事務局に説明を求めます。
事務局	それでは議案第14号の説明に入ります。20ページをお開き下さい。

事務局	<p>農業委員会に関する法律第37条の規定に基づき、令和5年度の最適化活動の目標の設定等について設定及び公表することについて承認を求めるものであります。</p> <p>現制度では、毎年度、3月末までに翌年度の最適化活動の目標を設定する必要があることから、上程しております。</p> <p>令和5年度の目標につきましては、議案第13号で審議された指針の内容を反映しているため、令和5年4月1日付けで設定することとなります。</p> <p>以下、目標の詳細について説明します。</p> <p>(説明) 以上です。</p>
議長	<p>それでは議案第14号について審議に入ります。</p> <p>議案第14号につきまして、ご異議、ご質問等を許します。</p> <p>なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いします。</p>
議場	<p>〔「異議なし」という声あり〕</p>
議長	<p>異議なしとのことですので、採決致します。議案第14号について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議場	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので議案第14号、「令和5年度最適化活動の目標の設定等」の公表について、原案どおり承認することに決定しました。</p>
議長	<p>7. 閉会</p> <p>以上で本日の議案の審議は全て終了致しました。みなさんご協力ありがとうございました。</p> <p>これをもちまして令和5年第3回定例総会を閉会いたします。</p> <p>その他として事務局から連絡事項をお願いします。</p>
事務局	<p>8. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次回の総会は4月10日(月)午前10時に開催予定。
	<p>その他、特になければこれで全日程を終了いたします。</p>
	<p>会 長 工 藤 清</p> <p>会議録署名者 大 谷 大 樹</p> <p>〃 木 村 暢 子</p>